

## 北里大学獣医学部進級規程（2018年度入学者対象）

平成29年12月13日制定

### （総則）

第1条 この規程は、北里大学獣医学部に在籍する2年次以降の学生の進級について必要な事項を定める。

### （進級）

第2条 当該年次までに配当された全ての必修科目のうち、不合格科目の合計が3科目以内の者は進級できる。ただし、第2項以降に該当する場合は進級できない。また、不合格の必修科目は再履修しなければならない。

- 2 卒業に必要な1群科目の単位を満たしていない者は、3年次に進級できない。
- 3 当該年次に配当された必修の実験・実習科目に不合格科目がある者は、進級できない。ただし、獣医学科に在籍する学生については、実習科目を講義科目と同様に扱い、第1項に該当する者は、進級できる。
- 4 生物環境科学科に在籍する学生については、第1項に該当する者で卒業の要件である124単位のうち、2群科目及び3群科目における各必修科目並びに選択科目の合計が、71単位に満たない者は、4年次に進級できない。また、動物資源科学科に在籍する学生については、同様に、72単位に満たない者は、4年次に進級できない。

### （共用試験）

第3条 獣医学科に在籍する学生は、共用試験（CBT及びOSCE）を必ず受験しなければならない。

- 2 4年次までに配当された必修科目の全単位を修得した者は、共用試験を受験することができる。
- 3 共用試験に合格した者は参加型臨床実習を履修できる。

### （判定）

第4条 進級の可否は、教授会において議決する。

### （この規程の改廃）

第5条 この規程の改廃は、教育委員会の議を経て、教授会において決定する。

### 附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度獣医学科学士入学者については、北里大学獣医学部進級規程（平成29年度入学者対象）を適用する。